## (1) 地区施設

## 才 植栽帯

## 整備方針

「緑の大軸線」としての連続性を確保すると ともに、工業地区周辺の植栽帯が遮蔽性を持つ 緩衝緑地帯として機能し、周辺環境の保全を図 ります。



植栽帯1~4号の位置

#### ○整備ガイドライン

## 【特記事項】

## 植栽帯1号、2号

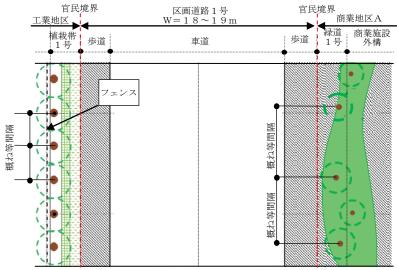
#### 緑地

- ・植栽帯1号の樹木は、緑道1号の樹木との調和につとめること。
- ・植栽帯2号の樹木は、公園1号の樹木(区画道路側)との調和につとめること。
- ・樹木は緩衝緑地帯としての機能を有するため、緑量のある樹種の選定につとめるこ と。

### その他

・フェンスは緑との調和に配慮し、低明度、低彩度の色彩のものを選定すること。

## ■整備イメージ(平面計画)





周辺環境の保全を図るために、 緩衝緑地帯として低、中、高木を植栽



# 【共通事項】

## 緑地

- ・樹木の成長を十分に考慮した配置とすること。
- ・原則として全断面において緑地を確保しなければならない。ただし、やむを得ない 場合がある場合はこの限りではない。
- ・既存樹木がある場合は、保存、活用につとめること。